

# 「軽井沢ファイト商品券」取扱店登録申込書兼同意書

軽井沢町長 宛

「軽井沢ファイト商品券」取扱店募集要項に同意し、取扱店として加盟したいので下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、**軽井沢町商工会・軽井沢観光協会及び軽井沢フードアソシエーション**へ下記情報を提供することに同意します。参画に当たり取扱店の条件等に相違なく、また不法行為をしないことを誓約し、万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪等）を受けることに同意します。

※町内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに本申込書兼同意書をご提出ください。

令和 年 月 日

事業所名	フリガナ		
屋号・商号	フリガナ		
	※取扱店一覧には屋号・商号を掲載します。		
代表者名	Ⓜ	事務担当者名	
店舗所在地	〒 ー 軽井沢町		
地区	峠町・小瀬・旧軽井沢・新軽井沢・成沢・南ヶ丘・南軽井沢・塩沢・離山・中軽井沢・古宿星野・塩壺・千ヶ滝中区・千ヶ滝西区・借宿・大日向・追分・三ッ石・鳥井原・油井・馬取上発地・下発地・杉瓜・茂沢・浅間台・風越団地・ニュータウン・つくしヶ丘 ※該当する地区に○をしてください。（チラシに掲載します）		
連絡先	TEL :	FAX :	
主な業種・取扱商品等	業種	取扱商品等（チラシに掲載します）	
加入団体	軽井沢町商工会 ・ 軽井沢観光協会 ・ 軽井沢フードアソシエーション ※加入している団体に○をしてください。（複数可） ※軽井沢町商工会員、軽井沢観光協会員、軽井沢フードアソシエーション会員以外のフランチャイズ加盟店、チェーン店または大規模小売店舗は申込できません。		
支払い方法	小切手による支払い ※八十二銀行中軽井沢支店のみ無料で換金できます。	換金場所	軽井沢町商工会
		換金期間	令和2年10月1日～ 令和3年2月8日

■次に掲げる事項を厳守してください。

- 1 利用者が利用期間中に「軽井沢ファイト商品券」を持参したときは、額面の物品販売およびサービス等の提供を行ってください。
- 2 つり銭は支払わないものとします。また破損した「軽井沢ファイト商品券」はお取り扱いできません。
- 3 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに軽井沢町商工会に連絡してください。
- 4 軽井沢町が本事業に関してアンケート等を行うときは、協力してください。
- 5 軽井沢町が決めた募集要項を遵守してください。
- 6 「軽井沢ファイト商品券」を使用することなく、換金請求することはできません。
- 7 換金性の高いもの（商品券・ビール券など）や金融商品等には使用できません。
- 8 軽井沢町商工会が作成した取扱店用ポスターを利用者の見やすい場所に掲示してください。
- 9 利用者が使用した商品券を換金するときは、商品券裏面の指定欄に自店名を記入の上、軽井沢町商工会窓口を持参してください。

※事務局使用欄

取扱店舗番号

受付者：